

議案第 92 号

箱根町町税条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）が公布されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町町税条例等の一部を改正する条例

(箱根町町税条例の一部改正)

第1条 箱根町町税条例(昭和51年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条の2中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)」に改める。

第29条第2号アを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。)	年額 3,600円
(イ) 3輪のもの	年額 3,900円
(ウ) 4輪以上のもの	
a 乗用のもの	
営業用	年額 6,900円
自家用	年額 10,800円
b 貨物用のもの	
営業用	年額 3,800円
自家用	年額 5,000円

附則第19項及び第20項を削り、附則第18項を附則第23項とし、附則第14項から第17項までを5項ずつ繰り下げ、附則第13項中「第15条第2項第6号」を「第15条第2項第7号」に改め、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則に次の 2 項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

24 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第 29 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	8,200 円
	10,800 円	12,900 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円

(平成 29 年度分の軽自動車税の税率の特例)

25 次の各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 29 条の規定の適用については、当該軽自動車は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、当該各号に定める表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) 法附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車

第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

(2) 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車 (以下次号において「ガソ

リン軽自動車」という。)のうち3輪以上のもの

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

(3) 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前号の規定の適用を受けるものを除く。)

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(箱根町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 箱根町町税条例等の一部を改正する条例(平成26年箱根町条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「新条例第29条及び新条例」を「箱根町町税条例第29条及び」に、「第15項」を「第24項」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同項の表を次のように改める。

第29条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第29条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第29条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第24項	第29条	箱根町町税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第12号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第

		13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条	
附則第 24 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(イ)	
		3,900 円	3,100 円
附則第 24 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) a	
		6,900 円	5,500 円
		10,800 円	7,200 円
附則第 24 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 13 項の規定により読み替えて適用される第 29 条第 2 号ア(ウ) b	
		3,800 円	3,000 円
		5,000 円	4,000 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条中附則第 25 項の改正規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の箱根町町税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成 28 年度

以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 27 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 14 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される附則第 15 条第 33 項第 1 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例附則第 15 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 1 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第 16 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号イに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第 17 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ロに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第 18 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に新たに取得される新法附則第 15 条第 33 項第 2 号ハに規定する設備に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。